令和4年度 第12回石巻市農業委員会定例総会会議録 令和5年3月28日

石 巻 市 農 業 委 員 会

第12回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和5年3月28日 午後 1時00分~

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議事開会

挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請書の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱の廃止について

日程第10 議案第 8号 空き家に付属した農地の指定の廃止について

日程第11 議案第 9号 農地法による別段の面積の廃止について

(平成21年石巻市農業委員会告示第15号)

日程第12 議案第10号 農地法による別段の面積の廃止について

(令和3年石巻市農業委員会告示第9号)

日程第13 議案第11号 石巻市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定につい

7

日程第14 議案第12号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正について

日程第15 議案第13号 石巻市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定

について

日程第16 議案第14号 石巻市農業委員会事務局職員の任免について

閉 会

出席委員(19名)

1番	近	藤		茂	委員	2番	山	田	慧	子	委員
3番	安	部	秀	逸	委員	4番	佐々	木	文	彦	委員
5番	佐	藤	克	美	委員	6番	高	橋	由	佳	委員
7番	武	Щ		勝	委員	8番	髙	橋	千亻	恵力	委員
9番	伏	見	さと	: 子	委員	10番	佐々	木		洋	委員
11番	遠	藤	章	_	委員	12番	岡	田	正	男	委員
13番	今	野	真	理	委員	14番	後	藤	嘉	伸	委員
15番	前	野	利	春	委員	16番	今	野	勝	夫	委員
17番	日	野		智	委員	18番	伏	見	晃	也	委員
19番	三	浦	孝	_	委員						

出席農地利用最適化推進委員(19名)

20番	Щ	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	木	村	富	雄	委員
24番	武	Щ	礼	\equiv	委員	25番	三	浦	和	惠	委員
26番	首	藤	勝	博	委員	27番	Щ	口	修	_	委員
28番	齌	藤	忠	直	委員	29番	佐人	木	勝	行	委員
30番	佐	藤	晴	夫	委員	31番	渡	邊	孝	彦	委員
32番	髙	橋	信	_	委員	33番	石	Ш	雅	洋	委員
34番	Щ	田	茂	樹	委員	35番	勝	又		功	委員
37番	榊	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	四	部	正	展	委員						

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

36番 西條健一委員

事務局職員出席

渋	谷	幸	伸	事 務 局	長	髙	橋	伸	明	事	務月	哥 次	長
渡	辺	和	子	事務局長補兼 農 地 係	f 佐 長	齌	藤	敏	幸	主			幹
村	上	浩	則	主	幹	Щ	本	万	里	主	任	主	事
菅	井	泰	弘	主 任 主	事	若	井	慎力	に郎	主			事

- ○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第12回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。 ◎挨拶
- ○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。
- ○三浦孝一会長 一 挨 拶 一
- ○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会 議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時07分 開会

○議長(三浦孝一会長) それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願い いたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。西條健 一推進委員から欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長(三浦孝一会長) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員でありますが、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号3番安部 秀逸委員、4番佐々木文彦委員にお願いをいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地 利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいた します。

◎報告第1号~報告第5号

○議長(三浦孝一会長) それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、髙橋千代恵委員長 から報告をお願いします。

○髙橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

令和5年3月16日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長(三浦孝一会長) ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、一括して報告いたします。 事務局より報告願います。
- ○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は2ページから3ページを御覧ください。今月の受理件数は2件で、解約の理由は耕作者変更のためが1件、農地法第3条による売買のためが1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案 書は4ページから13ページを御覧ください。今月の受理件数は15件で、解約の理由は農用地利用集積 計画による売買のためが4件、耕作者変更のためが9件、貸人の都合のためが2件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。 議案書は14ページです。今月の受理件数は1件で、アパート及び駐車場敷地とするものでございます。 続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。 議案書は15ページです。今月の受理件数は1件で、住宅敷地とするものでございます。

以上でございます。

○議長(三浦孝一会長) 以上で報告第2号から報告第5号までを終了といたします。

◎議案第1号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請書の承認についてを議 題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請書の承認についてご説明します。

初めに、番号1、議案書の16ページ、位置図につきましては18ページを御覧願います。申請地は、 農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は雑種地となっております。平成12年に相続 した時点で境界のり面として荒廃しており、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土 地であります。

次に、番号2、議案書は16ページ、位置図は19ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は原野となっております。周囲より低地となっているため、水はけが悪く、耕作できずに原野化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号3、議案書は17ページ、位置図は20ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある 土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和62年に離れを建築した時点から宅地とし て利用してきたもので、非農地となって20年以上経過した土地であります。 次に、番号4、議案書は17ページ、位置図は21ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある 土地で、登記地目は田、現況は雑種地となっております。平成10年頃から建設業者に駐車場、資材置 場として貸し付けていたもので、非農地となって20年以上経過した土地であります。

以上でございます。

- ○議長(三浦孝一会長) 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克 美委員長から報告をお願いします。
- ○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

3月17日に開催の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い、慎重審議いたしました結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案 についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案4件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の22ページを御覧ください。番号1番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑3筆、面積408㎡です。

番号2番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田及び畑2筆、面積1,371㎡です。 説明は以上でございます。

- ○議長(三浦孝一会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、髙橋委員長から審査結果について報告願います。
- ○髙橋千代恵農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、全て

- の案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。 以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。
- ○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案 についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案2件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意 見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

〇村上浩則主幹 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1、議案書の23ページ、位置図につきましては24ページを御覧願います。会社規模の拡大や木材高騰などにより、資材置場及び駐車場として使用する必要があったために、当初計画の計画期間を令和6年8月31日までに、使用目的を通路敷地から資材置場及び駐車場に変更するものです。

以上でございます。

- ○議長(三浦孝一会長) ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員 長から審査結果について報告願います。
- ○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、承認 相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案 についてご意見、ご質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達する ことに決しました。

◎議案第4号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1、議案書の25ページ、位置図につきましては26ページを御覧願います。倉庫建築のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。既に一部が転用されていることから始末書が添付されています。

以上でございます。

- ○議長(三浦孝一会長) ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員 長から審査結果について報告願います。
- ○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案 についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説

明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の27ページを、位置図につきましては29ページを御覧願います。太陽光発電施設のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号2、議案書は27ページ、位置図は30ページです。住宅建築のための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用できます。

次に、番号3、議案書は28ページ、位置図は31ページです。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

- ○議長(三浦孝一会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。
- ○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案 についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案3件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は32ページから41ページになります。

事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご 用意ください。 初めに、相対による利用権設定について。相対による利用権設定は11件で、計63筆、合計面積は11万5,520㎡です。貸借期間は、3年から10年で、10 a 当たりの賃借料は8,646円から1万5,000円です。また、米による物納は40kgから60kgとなっております。

次に、所有権移転について、資料は2ページです。今月の所有権移転は4件で、計4筆、合計面積は8,813㎡です。10 a 当たりの売買単価は10万円から46万9,484円です。

以上でございます。

- ○議長(三浦孝一会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。
- ○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の11件、所有権移転の4件について承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初め に利用権設定について審議をいたします。議案書は32ページから39ページになります。ご意見、ご質 問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案利用権設定11件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案利用権設定11件に係る農用地利用集積計画について 原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は40ページから41ページになります。

その中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) それでは、異議なしと認め、初めに所有権移転の番号3番を議題といたします。議案書は40ページになります。

議席番号番番委員は退席をお願いいたします。

委員 退場)

○議長(三浦孝一会長) 本案番号3番についてご意見、ご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案番号3番については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号番委員は入場をお願いします。

(番 委員 入場)

○議長(三浦孝一会長) 議席番号 番 委員に申し上げます。本案番号3番については、 原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告をいたします。

次に、所有権移転のうち、ただいま決しました番号3番を除いた番号1番から2番及び番号5番の3件について審議いたします。議案書は40ページから41ページとなります。ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案所有権移転3件に係る農用地利用集積計画について、 原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第9、議案第7号 石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱の 廃止についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 ただいま上程されました議案第7号 石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱の廃止についてご説明いたします。

議案書の42ページを御覧ください。本要綱は、石巻市が定める石巻市空き家バンク実施要綱に基づき、遊休農地の発生防止などの農地保全の観点から農業委員会が指定した農地に限定して別段面積1aを設定し、令和3年に策定したものであります。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)が成立したことにより、農地法第3条第2項第5号で規定されていた別段面積要件が廃止になり、効力を失うことから取扱要綱を廃止するものです。

附則でありますが、施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問は

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案、石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱の廃止については原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第10、議案第8号 空き家に付属した農地の指定の廃止についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 ただいま上程されました議案第8号 空き家に付属した農地の指定の廃止について ご説明いたします。

議案書の43ページを御覧ください。本案は、議案第7号で石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱を廃止したことに伴い、同取扱要綱で指定した空き家に附属した農地の指定の効力が失われるため廃止するものです。

廃止する空き家に付属した農地は、令和5年1月に指定した ます。

廃止月日は、令和5年4月1日とするものでございます。

以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問は ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案、空き家に付属した農地の指定の廃止については原 案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号から議案第10号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第11、議案第9号 農地法による別段の面積の廃止について(平成21年石巻市農業委員会告示第15号)から日程第12、議案第10号 農地法による別段の面積の廃止に

ついて(令和3年石巻市農業委員会告示第9号)を一括議題といたします。

事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 ただいま一括上程されました2議案についてご説明いたします。

議案書は、44ページ及び45ページでございます。本2議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を 改正する法律(令和4年法律第56号)が成立し、その中に農地法第3条第2項第5号で規定されてい た別段の面積要件の廃止が含まれていることから、農地等の権利取得に当たっての下限面積要件が適 用されなくなることから、別段の面積の設定を廃止しようとするものでございます。

初めに、第9号議案農地法による別段の面積の設定の廃止については、平成21年に設定した旧荻浜村、旧雄勝町、旧牡鹿町の区域の下限面積10aの基準を廃止するものであります。廃止年月日は、令和5年4月1日とするものであります。

次に、第10号議案農地法による別段の面積の設定の廃止については、令和3年に設定した空き家に付属した農地の下限面積1aの基準を廃止するものであります。廃止年月日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありましたが、本2議案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本2議案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本2議案は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第13、議案第11号 石巻市農業委員会個人情報の保護に関する 法律等施行規則の制定についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○髙橋伸明事務局次長 ただいま上程されました議案第11号 石巻市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定についてご説明いたします。

議案書は46ページになります。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和4年石巻 市議会第4回定例会において石巻市個人情報保護条例を廃止し、石巻市個人情報の保護に関する法律 施行規則条例が令和4年12月16日に可決、同日公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴 い、関係例規の整理が必要となるものです。

整理する内容は、石巻市農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止し、石巻市の条例に準じ、新

たに石巻市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定するものです。

次に、附則でありますが、附則第1項は本規則の施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

附則第2項は、石巻市農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止するものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問は ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第14、議案第12号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正に ついてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○髙橋伸明事務局次長 ただいま上程されました議案第12号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の47ページ及び別冊2の新旧対照表を御覧願います。提案理由については、先ほどの議案第11号と同様でありますが、本案は国で制定した個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和4年石巻市議会第4回定例会において石巻市個人情報保護条例を廃止し、新たに石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例を令和4年12月に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、石巻市の条例を準用している当農業委員会事務局規程の改正が必要になるものです。

改正内容は、第5条第1項第7号中「個人情報」を「保有個人情報」に改めるものです。

なお、施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問は ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会事務局規程の一部改正について は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第13号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第15、議案第13号 石巻市農業委員会におけるタブレット型端 末機に関する運用基準の制定についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 ただいま上程されました議案第13号 石巻市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定についてご説明申し上げます。

議案書の48ページ及び別冊3を御覧願います。本案は、タブレット型端末機導入に伴い、使用に関して運用基準を定めようとするものです。以下、条文に従いましてご説明申し上げます。

初めに、第1条は本運用基準の目的について、第2条は定義について、第3条から第5条は端末機の取扱いや禁止事項について定めております。

第6条は個人情報の取扱いについて、第7条は会議中の使用における禁止事項について、第8条から第11条は違反行為に対する措置や遵守事項について定めております。

次に、附則でありますが、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問は ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定については原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第14号

○議長(三浦孝一会長) 次に、日程第16、議案第14号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○髙橋伸明事務局次長 ただいま上程されました議案第14号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。

本日お配りした別冊4及び追加議案書の1ページを御覧願います。本案は、石巻市長より令和5年4月1日付の石巻市農業委員会事務局職員の任免について協議があったことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

任免の内容についてご説明いたします。初めに、転出者についてですが、私、事務局次長、髙橋が 石巻中央公民館長として転出し、齋藤敏幸主幹が総務部資産税課へ、若井慎太郎主事が教育委員会学 校管理課へそれぞれ転出いたします。

次に、転入者でございますが、後任の事務局次長に斉藤雄浩河北総合支所地域振興課長が転入いた します。また、雄勝総合支所市民福祉課より鈴木祥太郎主幹、河南公民館より佐藤友人主査、再任用 職員の石﨑智章主任主事が新たに配置されます。

以上でございます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(三浦孝一会長) ただいま事務局説明のあった本案は人事案件でございますので、質疑等を 省略し、採決したいと思います。

本案について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦孝一会長) 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会事務局職員の任免については原 案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長(三浦孝一会長) 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。 これをもちまして令和4年度第12回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後1時46分 閉会

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

石巻市農業委員会長

署名委員 3番

署名委員 4番